

「第1回 名蓋川復旧対策検討会」(令和4年9月13日開催) 指摘事項と対応について

番号	委員名	意見内容	対応(事務局案)	備考
1	郷古委員	○名蓋川上流に位置している加美町とも協働し取り組んでほしい。	○ 第二回検討会から、加美町もオブザーバーとして参加していただきます。	資料1
	佐藤委員	○上流の加美町の意見を聞いた方がよいのではないか。		
2	風間委員	○河川パトロールはどのように、どれくらいの頻度で行っていたか。	○ 名蓋川においては、事務所職員により、多田川合流点から上流端までを2か月に1回の頻度でパトロールを実施しています。 ○ そのほか、出水時などには、緊急巡視を実施しています。	資料2
3	郷古委員	○流域治水を考える上で、名蓋川だけでなく多田川圏域など全体を踏まえた視点が必要	○ 国土交通省と連携し、多田川流域治水部会を設立し、多田川圏域の流域治水の取組について具体的かつ機動的に議論・検討を開始しました。	資料3 P5、P6
4	風間委員	○流域治水協議会や、河川整備計画と本検討会のつながりを教えてほしい。	○ 本検討会の意見は流域治水協議会の対策内容に反映され、河川整備計画へは、復旧工法の反映を行うものとしています。	資料3 P7
5	風間委員	○多田川の背水による影響を考慮した検証としてほしい	○ 多田川合流点である矢目観測所の被災水位を出発水位として、被災流量を踏まえた、不等流計算を実施しています。	資料3 P16～ P19
6	郷古委員	○名蓋川の災害復旧区間のみではなく、流域としての被害の状況を教えてほしい。	○ 名蓋川上流域の加美町の水害統計調査の速報値を元に、浸水状況をまとめています。	資料3 P25
7	風間委員	○浸食による影響はなかったのか。被災のパターン分けをするのはよいのではないか。	○被災要因について、要因パターンごとに整理し、越水、浸透、河川水の浸食に分けることができました。 ○比較的上流側は、川表側の浸食が多く、下流側は、越流や浸透による川裏の被害が多い傾向であった。	資料3 P26～ P28
8	佐々木委員	○越水や漏水による被害と、これまでに復旧した箇所との関係性を明らかにすること。	○ H27及びR元年災害では、被災要因を踏まえ、法覆護岸工や良質土での盛土などの対策により、当該箇所の被害は確認されませんでした。	資料3 P30、P31
9	佐々木委員	○ 既往の浸透流解析(安定照査)結果の再整理や対策を行った箇所の再整理を行った上で、堤防設計を実施すること。	○既往の浸透流解析(安定照査)についてその計算条件など再整理を実施し、改めて、背水区間は、安全度が低いことを確認しました。 ○ また、H27、R 元の災害復旧箇所の被害状況をまとめました。	資料3 P32～ P36 P30、P31
10	福島委員	○越流水深などから、被災要因として大きく関与した作用を検証すべき。	○ 背水区間における堤防構造や堤体材料及び越流水深について再整理しました。 ○ 堤体材料や勾配など若干の相違はあるものの、脆弱な堤防であり、決壊3か所ともに、越流および浸食により堤防が破壊されたものと推察されます。 ○ また、0.3k、0.7kは過年度の災害復旧や堤防強化により堅固となった箇所があり近傍の弱部が決壊したと推測され、1.5kは、下流の橋が阻害となった影響もあると考えています。	資料3 P32～ P43
	佐々木委員	○ 現地の堤防裏法の勾配や堤体材料の違いと被災状況について、整理してほしい。		

11	福島委員	○ 決壊した箇所について、堆積土砂や植生の影響も考えられるので整理した方がよい。	○ 堆積土砂や植生について、全川にわたって調査した結果を整理しています。一連で一定量の堆積土や植生は確認されたものの、決壊個所で局所的な傾向はありませんでした。	資料3 P39～ P44
12	田中委員	○ 全川にわたって、浸透・越水に対して、堤防を維持できる対策が必要。	○ 被災メカニズムを踏まえ、堤防区間全川を、粘り強い堤防に堤防強化し、決壊しにくい堤防の構築を提案しました。	資料3 P46～ P48
13	田中委員	○ 河川だけでは対応できないということを前提として、住民に理解していただく必要がある	○ 検討段階から地域の皆様の率直なご意見を伺うため、意見交換を実施し、協働して進めることとしています。 ○ 今後も、地域との協働し、復旧内容も踏まえながら、住民とのリスクコミュニケーションを図ることとします	資料3 P54
	佐藤委員	○ 流域治水型災害復旧を行う場合には、住民説明ではなく協働といったイメージで進めてほしい。 ○ 地域の特性を活かした復旧として、住民とのリスクコミュニケーションをとる必要がある。		

管理河川のパトロール状況について

【河川維持管理計画】

県では、平成 21 年度に「河川維持管理計画（案）」を策定し、これに定められた河川区分ごとの巡視頻度に基づきパトロールを実施しております。（現行：令和 2 年 9 月）

○河川の管理区分の目安

a	特に治水上の影響が大きい区間 (洪水予報河川、水位周知河川、水防警報河川等)	(中規模河川)
b	治水上の影響が大きい区間 (氾濫による人家への影響がある程度生じる河川)	(中小河川)
c 1	治水上の影響が小さい区間 (氾濫による人家への影響がほとんどない河川)	(小規模河川)
c 2	通常パトロールの必要性が非常に低い河川	

・巡視の頻度

- a 区分：河川巡視を「月 1 回」とする。
- b 区分：河川巡視を「年 4 回」とする。
- c 1 区分：河川巡視を「年 2 回」とする。
- c 2 区分：必要に応じて実施。

【事務所のパトロール対応】

① 職員によるパトロール

- ・河川パトロール実施計画書を作成し、各班 4 人態勢で、管内河川のうち a、b 区分箇所を 7 コースに配分しパトロールを実施。
- ・パトロール終了後、巡回日誌および状況写真を整理し、所内供覧および所内共有サーバーに保存している。
- ・名蓋川については「b 区分」に指定しており、多田川合流部から上流端までを 2 ヶ月に 1 回の頻度でパトロールを実施している。
(今年度実施状況：R4. 5. 26、R4. 7 (災害により中止)、R4. 9. 20)

② 河川巡視員による巡視

- ・会計年度任用職員 2 名を河川巡視員として任命し、管内河川を 15 コースに配分し、概ね月 1 回の頻度で巡視。巡視後、巡視日誌を所内供覧している。

③ 河川管理委託業者によるパトロール

- 下記により実施し、規定の様式で報告を受ける。
- ・通常巡視：出水期前（4、5 月）に 1 回
 - ・緊急巡視：大雨洪水警報発令後や地震発生後（震度 5 弱以上の関係市町）